

Ⅲ 高等学校における運動部活動の指針

1 高等学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が組織し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

また、生涯にわたって親しむスポーツ等を見いだす格好の機会であるとともに、活動の時間数、計画性、継続性から考えると、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、試行錯誤をしながら自分で工夫する力、ねばり強く最後までやりとげる力、失敗をバネにしてさらに飛躍する力及び互いに高め合って友情を深める力など豊かでたくましい「人間力」を培う活動である。

運動部活動は、希望する同好の生徒によって、主として放課後に行われる活動であることから、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

- (1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
 - ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
 - イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。
 - ウ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
 - エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。
また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

6 校内委員会の設置

教職員、保護者、学校評議員等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議等を実施する。

7 社会体育関係団体との連携

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

8 経費

運動部活動の経費については、できるだけ軽減するよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

9 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

1週間の練習日は、6日以内を原則とする。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、3時間以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、4時間以内を原則とする。

(3) 練習試合

実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(4) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、承認する。

11 その他

県外において運動部の活動を実施する場合は、県教育委員会に届け出る。

その際、平成14年3月20日付け教体第2007号「県立学校における運動部の活動に関する届出について」の教育長通知を参照する。